

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、医薬品の製造を行うA会社（以下「本社」という。）に採用され、B県C市所在の同社のC工場（以下「会社」という。）において、試験・測定スタッフとして関係業務に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日付けで、D課に配置転換となり、請求人によれば、同部署の上司である課長とチームリーダーの指示に一貫性がなく、異なる指示によって業務が煩雑化したことなどにより仕事を辞めたくなるほど辛くなり、同年○月頃からは嫌悪感、不眠、疲労感の症状が出現したという。また、請求人はこの状況について、会社にも相談したが、改善はされなかったと主張する。

請求人は、平成○年○月頃からは体重の減少、下痢や不眠症状の悪化、心臓の痛み等の症状が出てきたことから、会社の医療機関受診の指示により同年○月○日にかかり付けのE医院（内科）に受診し「不安神経症」と診断された。その後、平成○年○月○日に会社が選定したFクリニック（精神科）に受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、平成○年○月○日の配置転換後から、上司、同僚などとの間に様々な業務における問題が生じ、平成○年○月頃に業務上の事由により精神障害を発病したとして、平成○年○月○日に監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められな

いとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

- （1）労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は平成○年○月頃にＩＣＤ－１０診断ガイドラインの「F 4 3. 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと所見されている。本件の経緯及び医証から、当審査会も専門部会の当該意見を妥当なものと判断する。
- （2）ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- （3）請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間

労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

- (4) 本件疾病の発病前おおむね6か月における業務による出来事は、①平成〇年〇月の配置転換及び②配置転換先の上司2名の業務指示に一貫性がないことなどによる業務負担等であるため、以下に検討する。

ア ①の配置転換については、認定基準別表1の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するも、配置転換後の業務が容易に対応できるものであり、変化後の業務の負担が軽微であったと認められるため、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ ②の上司の指示の問題については、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する。しかし、上司のG課長からは残業を禁止される一方、現場のチームリーダーからは残業を強要されたとする請求人の主張は、一人の上司は残業せずに帰宅を指示し、もう一人の上司は仕事があれば残業しないとしようがない旨の発言をしたとするものであり、両者の意見の違いを重要視した請求人が戸惑い、上司と対立したとしても、職場で混乱が起きたわけではなく、業務に大きな支障が出るほどのものであったとも認められない。また、上司からの強い叱責等も認められない。したがって、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

- (5) さらに、請求人らは、平成〇年〇月にチームリーダーから「大きな声を出したね」と言われたこと及び人事の担当者からすぐに休めと言われたことなどが請求人にとって大きなショックとなったと述べ、発病後の出来事により本件疾病が著しく悪化した旨主張する。そこで、当審査会において、改めて検討を行ったが、請求人らが発病後の出来事として挙げる上記主張のなかに、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

- (6) 以上のとおり、請求人に係る業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。